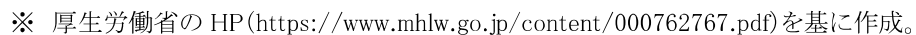


8 水道基盤強化計画策定に向けて

令和４年度に策定したプラン及び前述の広域連携検討会や機能別検討部会、個別研究会の検討結果を踏まえて、今後策定を進めていく「宮城県水道基盤強化計画」に関する方針等を整理する。

水道基盤強化計画は、改正水道法第 5 条の 2 に基づく「水道の基盤の強化のため必要があると認めるときに都道府県が定めることができる計画」である。国の「水道の基盤を強化に関する基本的事項、施設の維持管理及び計画的な更新、健全な経営の確保、人材確保・育成、広域連携の推進等」との基本方針のもとで、基盤強化に向けた具体的な実施計画を取りまとめることを目的とする。

なお、本県における水道基盤強化計画は、宮城県水道ビジョン及び宮城県水道広域化推進プランに基づき策定する、具体的な実施計画として位置づける。



8-1

8.2 計画の策定に向けて

8.2.1 これまでのあゆみ

本県では、令和元年度以降、水道事業の広域連携の推進、ひいては水道基盤強化計画の策定に繋がる各種取組を進めてきた。各種取組（業務）についての概要を示す。

表 8-1 これまでのあゆみ（再掲）

業務名		取組概要
R1	水道事業広域連携シミュレーション等調査	・今後の検討の足掛かりとなる基礎情報を把握する目的で、各市町村等事業体の現状や将来の見通し等を把握し、一定の条件の下、多様な広域連携シミュレーションを行い、見込まれる効果の最大値を試算。
R2	水道広域化推進プラン策定に係る調査・検討業務	・令和元年度の結果を基に、モデル地区（黒川地区・塩釜地区）における広域連携シミュレーションを実施するとともに、地域ごとの連携策の提案等を通じ、圏域単位での水道広域化の実現可能性を検討。 ・また、各市町村等事業体の認識の共有を図り、それぞれの意向等を踏まえた「本県における広域連携の将来像」を検討。
R3	水道広域化推進プラン策定に向けた検討推進業務	・令和 2 年度までの検討結果や、新たに設置した「あり方懇話会」での意見を踏まえながら市町村等事業体と議論を続け、「本県の水道事業の目指すべき姿」や、広域連携に関する取組の方向性を検討。 ・県全体の“施設の最適配置”の観点から施設統廃合を検討。 ・モデル地区（黒川地区・塩釜地区）のその後の進捗状況等を共有。
R4	水道広域化推進プラン策定支援業務	・令和 3 年度までの検討内容を反映する形でプランを策定するとともに、これまでの具体化検討（モデルエリア）の結果等を踏まえ、プランに掲げる方向性を具体化するための検討体制を構築。
R5	水道基盤強化計画策定に向けた検討推進業務	・令和 4 年度に策定した推進プランを踏まえ、水道事業広域連携検討会や機能別検討部会を引き続き継続しながら、案の実現を図るために県内の具体化事例を検討及び創出。 ・水道基盤強化計画の策定に向けて状況の整理を行いつつ、具体的な広域化事業の創出に向けて取組を検討。
R6	水道基盤強化計画策定に向けた検討推進業務	・水道事業広域連携検討会や機能別検討部会を引き続き継続しながら、令和 5 年度に検討した個別研究会の具体検討を進め、各事業体の意向を調査し、案の実現を図るために具体化事例の更なる創出に向けて取組を検討。 ・水道 DX セミナーや水道事業体向け研修会（アセットマネジメント、水安全計画）を開催し、計画策定の必要性周知とレベルアップ、DX 技術及び W-PPP に関する動向を展開し、各事業体の理解促進を支援。

8.2.2 他都道府県の実施状況

令和元年 10 月 1 日の改正水道法の施行以降、都道府県は広域連携の推進役としての責務に基づき、令和 4 年度末までのプラン策定や、今後の水道基盤強化計画策定を見据えた取組の具体化等を進めているところである。

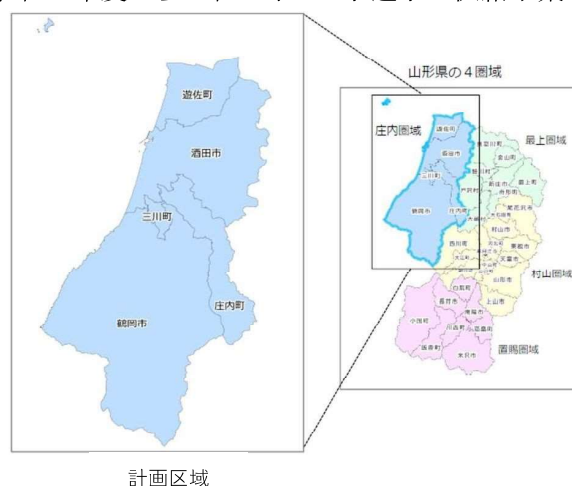
このような中で、実際に、広域連携並びに水道基盤強化に向けた機運が高まっている都道府県もあり、プラン等からさらに踏み込んだ形で、ハード面またはソフト面での連携や経営の一体化・事業統合を最終目標とした連携方策を水道基盤強化計画として定め、公表されている。以下に、他都道府県における参考事例を示す。

表 8-2 他都道府県における水道基盤強化計画の策定状況

都道府県名	計画名称	策定期間	備考
茨城県	県南西地域水道基盤強化計画	R4.5	宮城県 R5 報告書(R6.3 公表)にて概要整理しているため以降の説明は省略する
大阪府	大阪府水道基盤強化計画	R5.6	同上
山形県	庄内圏域水道基盤強化計画	R7.1	

➤ 山形県

- ◇ 庄内圏域(計 5 市町(鶴岡市・酒田市・三川町・庄内町・遊佐町)の 4 上水道事業、3 簡易水道事業(公営 2、民営 1)、1 水道用水供給事業、2 小規模水道(公営))を計画区域として、令和 7 年 1 月に庄内圏域水道基盤強化計画を公表している。
- ◇ 背景として、平成 30(2018)年 3 月に「山形県水道ビジョン」を策定し、当該ビジョンに基づき、県内 4 圏域(村山・最上・置賜・庄内)に「水道事業広域連携検討会」を設置し、広域連携による効果について検討を行い、令和 5(2023)年 3 月に圏域ごとの広域化の推進方針を示した「山形県水道広域化推進プラン」を策定した。本基盤強化計画では、庄内圏域における水道事業の基盤強化を推進するために、実現方策として、水運用の見直しを行うために水道用水供給事業の企業団設立のほか、事務システムや集中監視システムの構築、浄水場や配水池などの施設統廃合による取組を推進している。直近の見通しでは、2 市 1 町(鶴岡市・酒田市・庄内町)の水道事業は事業統合を行い、令和 7 年度に企業団を設立し、令和 8 年度から 2 市 2 町への水道水の供給事業を開始する計画である。



(出典:山形県 HP「庄内圏域水道基盤強化計画」)

図 8-2 山形県庄内圏域における計画区域

目標 1 健全経営の維持 人口減少等に伴う水需要の減少が続いており、今後も減少していく見通しとなっています。水需要の減少は収益の減少に直結するため、水道事業の経営が一段と厳しくなっていくことが予想されます。将来にわたり安全で安心な水を安定的に供給していくために、広域連携によるスケールメリットを活かした効率的な事業運営を行うとともに、適切な水道料金を設定し、健全な事業経営を維持していく必要があります。	(1) 鶴岡市水道事業・酒田市水道事業・庄内町水道事業の統合 鶴岡市水道事業、酒田市水道事業、庄内町水道事業（以下「2市1町水道事業」という。）を統合し、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町に水道水を供給する企業団（以下「企業団」という。）を設立します。
目標 2 施設の強靱化 水道施設・設備の老朽化の進行により、水道管の破損による漏水を始め、安定した水道水の供給へのリスクが高まっているため、適切な設備投資を行い水道施設の更新を進めることが重要です。また、近年増加している自然災害に備え、施設の耐震化を進めるとともに、バックアップ機能の強化等により、災害等有事の際の水道供給能力の向上を進める必要があります。	(2) 庄内広域水道用水供給事業と企業団の統合 県企業局から庄内広域水道用水供給事業を引き継ぎ、朝日浄水場及び平田浄水場を企業団で運営します。
目標 3 事業運営体制の確保 人口減少のフェーズに入り、事業運営に必要な人材の確保が難しくなっていくことを踏まえ、計画的な人材の確保と育成及び技術の承継、更には広域的な視点による人材の共用化や民間事業者の技術力・経営ノウハウの活用も含め、事業運営体制の確保に取り組む必要があります。	(3) 遊佐町水道事業と企業団の連携 遊佐町水道事業と企業団との連携について検討を続け、必要に応じて連携を実施していきます。

基盤強化のための実現方策

基盤強化の目標

（出典：山形県 HP「庄内圏域水道基盤強化計画」）

図 8-3 山形県庄内圏域における基盤強化の目標・実現方策

8.2.3 水道基盤強化計画の方針案について

次年度以降に策定予定の水道基盤強化計画の内容の充実化を図るために、今年度までの取組過程を踏まえ、以下の方針案に基づき、引き続き広域連携の具体検討を進めることが必要と考えられる。

方針①・・・計画区域は全県単位及び圏域単位の両ケースで議論を進める

- ・現在、本県では圏域を問わず様々なエリアで広域連携・官民連携の取組が進められていることから、基本的には全県単位を計画区域とすることが望ましいと考えられる。
- ・一方で、本県の圏域区分はプランのとおり、4 圏域（仙南・仙塩・大崎・東部）で設定しているため、圏域内の事業体間で取り組みやすいソフト・ハード連携があれば、優先的に圏域単位で具体検討を進めることが望ましい。
- ・また、昨年度に引き続いて、今年度も取組の実現に至った衛星漏水調査の共同発注などは、隣県である福島県内事業体も参画した好事例であるため、取組のテーマによっては、県境を越えた取組も視野に継続検討することが望ましいと考える。

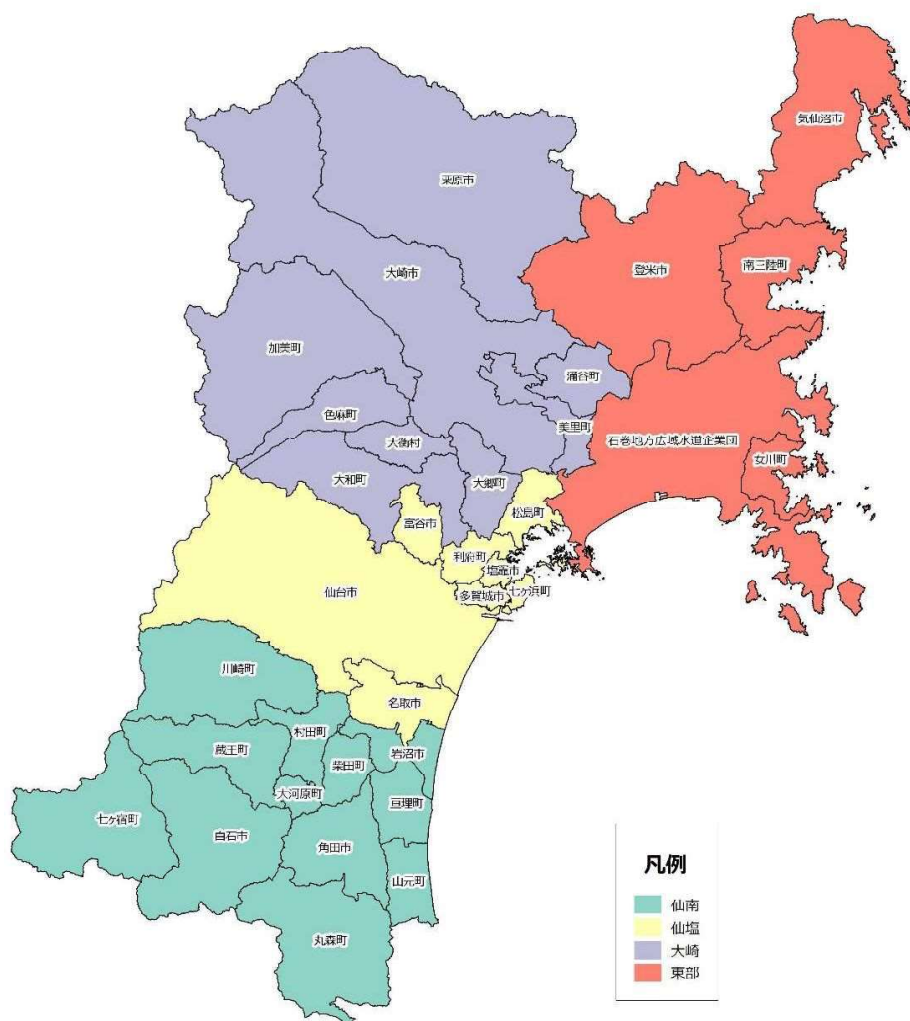


図 8-4 本県の圏域区分

方針②・・・過年度に実施した広域連携シミュレーションの更新

- ・黒川地区では、営業系業務の共同発注に関する具体検討を継続中であるが、今年度は市町村ごとの効果額の格差や委託の開始時期・業務範囲に対する意向の違い等の課題が残ったことから、基本合意協定締結に向けたスケジュールは延伸することとなった。そのため、効果額の格差解消等の課題解決の方策を再検討することを目的に、委託業務の共同化による効果額の精度向上のために再積算するとともに、令和元年度の「水道事業広域連携シミュレーション等調査業務委託」における広域連携シミュレーション(単独経営、管理の一体化、施設の一体化、経営統合)を時点修正することが一案と考えられる。これにより、広域連携実施前後の比較検討の基礎資料として再確認することができ、具体検討の方向性の確度がより高まることが期待される。
- ・また、現時点で県内にて経営の一体化等の取組を希望する事業体は少ないが、今年度実施した経営の一体化等検討部会(勉強会)をきっかけとして、まずは圏域単位で「水道事業のあり方検討会(仮称)」を設置して、各事業体が抱えている現状及び将来における課題を共有化し、中長期を見据えた事業運営のあり方を議論する場を組成することが経営の一体化等の取組への第一歩と考える。

方針③・・・取組優良事例の情報共有

- ・県内水道事業体職員の異動を考慮し、毎年 3 回程度開催している水道事業広域連携検討会の場で、推進プラン策定以降、広域連携の具体化が実現した取組事例の情報共有を行い、取組検討を新たに希望する事業体がないか、適宜意向調査を行う。

表 8-3 令和 5 年度以降に実現した広域連携の取組一覧

No	テーマ	構成事業体
1	緊急時連絡管等を活用した相互連携協力	大河原町、村田町【2 事業体】 (協定締結 令和 6 年 2 月 13 日)
2	緊急時連絡管等を活用した相互連携協力	白石市、蔵王町【2 事業体】 (協定締結 令和 6 年 8 月 26 日)
3	緊急時連絡管等を活用した相互連携協力	栗原市、登米市【2 事業体】 (協定締結 令和 7 年 1 月 31 日)
4	災害時等の相互連携協力	山元町、福島県相馬地方広域水道企業団【2 事業体】 (協定締結 令和 7 年 3 月 14 日)
5	共同発注 (衛星を用いた漏水調査)	その 1【宮城県内 11、福島県内 1 の 12 事業体】 (基本合意協定締結 令和 6 年 3 月 19 日) その 2【宮城県内 5、福島県内 5 の 10 事業体】 (基本合意協定締結 令和 7 年 2 月 10 日)

方針④・・・DX 技術の発信や共同研修などを活用した人材育成

- ・水道事業体職員の減少・異動に備え、水道業界にて先んじて取り組んでいる事例等の情報発信を本県も積極的に努めることが重要と考える。
- ・特に、今年度は水道 DX セミナーや、アセットマネジメント及び水安全計画策定に係る支援研修を企画・開催し、事業体への新技術の情報共有や技術力強化に寄与することができたため、本県も継続的な技術支援に努めることで、基盤強化の推進に繋がるものと考えられる。